

令和3年5月25日	
資料提供	
担当課	県民生活課
担当者	湯川、山根木
電話	073-441-2342

令和3年度 消費生活相談員養成研修 受講生募集！

～消費生活相談員資格試験（国家資格）の合格を目指しませんか～

消費生活相談員資格は、消費生活センター等で相談員として雇用される際に求められる資格で、相談現場において必要となる知識や能力が認定されます。

◆研修概要

- ・研修実施日 令和3年7月3日（土）から8月21日（土）の土・日曜日（全13日間）
但し、8月14日・15日を除く
- ・研修時間 午前10時00分～午後3時10分（1時間×4限）
但し、7月10日（土）は午前9時00分開始（1時間×5限）
- ・研修場所 和歌山ビッグ愛（和歌山市手平2丁目1-2）

- ◆研修内容 消費者問題、消費者関連法、生活基礎知識等、消費生活相談員資格試験（国家資格）の出題範囲の内容

- ◆募集人員 20名程度
※応募者多数の場合は、応募書類による選考を行います

- ◆応募条件
 - ・消費生活相談員資格試験を受験する意向のある方
 - ・県内に在住の方
 - ・当該研修を8割以上受講可能な方

- ◆応募期間 5月25日（火）から6月11日（金）まで

- ◆応募方法 規定の応募書類を下記委託先あて郵送（6月11日必着）
（募集要項、応募書類は、県庁HP 県民生活課のページに掲載しております）
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/index.html>

- ◆その他 受講料・教材費は無料です。
交通費及び駐車料金は個人負担となります。

□申込先

NPO法人 消費者サポートネット和歌山
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
和歌山ビッグ愛8F 和歌山県消費生活センター内
NPO法人消費者サポートネット和歌山 相談員養成研修係
電話：073-424-3467 FAX：073-424-3467

※この研修は、和歌山県がNPO法人消費者サポートネット和歌山へ業務委託して行うものです。